

海部地域消費生活センターの設置・運営に関する骨子

《海部地域消費生活センター設置の趣旨》

- 平成21年（同年消費者庁発足）に、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とした「消費者安全法」が制定され、同法第8条第2項において、「消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること」、「消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあつせんを行うこと」等が市町村の事務として明記された。
また、こうした事務を行うための機関として、同法第10条第2項において、市町村は「消費生活センターの設置に努めること」とされた。
- その後、平成26年に、国（消費者庁）は、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を整備するため、人口5万人以上の全市町で、消費生活センターを設置すること等を政策目標とした。
- これを受け、愛知県内の市町村においては、消費生活センターの設置に向けた取組みが進められてきた。こうした中、海部地域7市町村では、協議の結果、7市町村共同（津島市に事務委託する方式）で消費生活センター業務を行うとともに、あわせて、7市町村で巡回相談を行うこととし、下記のとおり消費生活センターを設置・運営することで合意した。
- 市町村が、消費生活センターを運営することにより、市町村の各部署との連携、地域の高齢者の見守り、高齢者が抱える相談の掘り起しなど、市町村の「総合力」を活かした消費者問題への対応を行うことができる。また、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる地域づくりに、よりきめ細かく、高い効果が期待されるものである。

記

1 消費生活センターの設置・運営等

- (1) 津島市は、消費生活相談等に関する事務を行うため、消費生活センター（消費者安全法第10条第2項に定めるものをいう。）を設置・運営する。
- (2) 地方自治法第252条の14第1項の規定により、消費生活相談等に係る事務の一部（以下「委託事務」という。）の管理及び執行について、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村（以下「委託市町村」という。）は、津島市に委託する。
- (3) 消費生活センターの名称は、「海部地域消費生活センター」（以下「消費生活センター」という。）とする。
- (4) 消費生活センターは、愛知県海部総合庁舎1階に設置する。
- (5) 消費生活センターは、平成29年4月1日に設置し、業務を開始する。

2 消費生活センターの運営組織・経費等

- (1) 消費生活センターの運営組織については、消費生活相談員5名、事務職員を配置し、別に津島市担当課職員が関与していく。
- (2) 委託事務に係る各市町村の負担割合は、均等割（市・町村別及び巡回分）及び人口割により積算した額とする。

3 消費生活センターで行う業務

消費生活センターにおいて行う業務は、次の通りとする。

なお、業務の実施内容については、実施実績等により、必要に応じて見直すものとする。

- (1) 消費生活相談
 - ア 消費生活センターにおいて消費生活相談を行う（毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時30分まで）。祝休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）
 - イ 消費生活センターから相談員を派遣する巡回相談は、7市町村で週1回（半日）行う。
- (2) 消費者啓発事業

消費者安全の確保のために必要な情報を収集し地域住民に対し提供するため、消費者被害未然防止のための啓発事業を行う。
- (3) (1)及び(2)に附帯する事務

消費生活センターを円滑に運営し、設置の趣旨を実現するため、(1)及び(2)に附帯する事務を行う。

4 消費生活センター設置後の各市町村の役割

消費生活センター設置後においては、津島市及び委託市町村は、消費生活センターの管理・執行について、定期的に連絡会議を開催し、海部地域住民の消費生活の安定・向上に努めるものとする。